

中小企業BCP実効性確保支援事業実施要綱

(通則)

第1条 中小企業BCP実効性確保支援事業の実施については、秋田県財務規則（昭和39年秋田県規則第4号。以下「財務規則」という。）の規定によるほか、この要綱の定めるところによる。

(目的)

第2条 この事業は、県内中小企業が実施する事業継続計画等に基づく取組を支援することにより、災害時における中小企業の事業活動の継続と県内経済への影響の低減を図ることを目的とする。

(定義)

第3条 この要綱において、「大企業」とは、中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する「中小企業者」、中小企業投資育成株式会社法に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律に規定する投資事業有限責任組合以外の者をいう。

2 この要綱において、「中小企業者」とは、法第2条第1項に規定する者をいう。ただし、次のいずれかに該当するものを除く。

(1) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有するもの。

(2) 発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業で所有するもの。

(3) 大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めているもの。

3 この要綱において、「BCP等」とは、別表1に掲げるものをいう。

4 この要綱において、「事業所等」とは、本店、支店、営業所、事務所その他名称の如何を問わず、事業を行うために必要な施設をいう。

(補助対象者)

第4条 本事業による補助の対象となる者は、次に掲げる全ての事項に該当しなければならない。

(1) 秋田県内に事業所等を有する中小企業者であること。

(2) 自社のBCP等に基づき、その実効性を確保するための具体的な取組を実施するための計画を策定していること。

(3) 秋田県内に所在する事業所等において事業計画に取り組むこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助の対

象としない。

- (1) 主たる事業が別表 2 に掲げる業種に分類されるもの。
- (2) 国税又は地方税の滞納があるもの。ただし、課税庁が認めた納入計画を立てている場合を除く。
- (3) 秋田県又は公的金融機関（以下「債権者」という。）からの融資（間接融資を含む）等を受けている場合、その債務の履行を怠り又は滞っているもの。ただし、債権者が認めた返済計画を立てている場合を除く。
- (4) 秋田県暴力団排除条例第 2 条第 1 号及び第 2 号に規定する暴力団または暴力団員と密接な関係であるもの。また、反社会的勢力と関係を有しているもの。
- (5) 過去に本事業による補助金の支払いを受けているもの。
- (6) 国又は県その他公的支援機関等が行う他の補助事業等で同一の取組内容について助成を受けているもの
- (7) その業務に関し不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足る相当の理由があるもの。

（補助対象事業等）

第 5 条 補助対象事業、補助対象経費、補助率及び限度額は、別表 3 に定めるところによる。

（交付申請）

第 6 条 補助金の交付を受けようとする者は、別に定める日までに、別表 4 に掲げる申請書等を知事に提出するものとする。

（補助金の交付条件等）

第 7 条 知事は、補助金の交付を決定するに当たっては、財務規則第 2 4 9 条の規定により、次に掲げる事項について条件を付すものとする。

- (1) 補助金を目的以外に使用しないこと。
 - (2) 次に掲げる場合は予め知事の承認を受けること。
 - ア 補助金等所要額が交付決定額を超える場合
 - イ 補助事業を中止し、又は廃止する場合
 - (3) 前号に該当する場合を除き、補助事業等の取組内容を変更する場合は、予め地域産業振興課長又は商業貿易課長の承認を受けること。
 - (4) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき、又は事業の遂行が困難になったときは、すみやかに知事に報告し、その指示を受けること。
 - (5) 法令その他の関係規定を遵守するとともに、知事の指示及び命令事項を確実に履行すること。
- 2 前項第 2 号及び第 3 号の規定による承認の申請は、別表 5 に掲げる申請書等によるものとする。

(補助金の交付決定等)

第8条 知事は、前条の申請内容が適切であると認めるときは、財務規則第248条の規定に基づき、予算の範囲内で、速やかに補助金の交付を決定するものとする。

2 財務規則第250条の規定による補助金の交付決定の通知は、補助金交付決定通知書(様式第6号)によるものとし、財務規則第252条の規定による変更交付決定の通知は、補助金交付決定変更(取消)書(様式第7号)によるものとする。

3 知事は、前条第1項第2号イに基づく申請を受けた場合において、書類の審査等によりその申請に係る補助事業等の状況を確認し、不適当である場合を除き、補助事業中止(廃止)承認書(様式第8号)を交付するものとする。

4 地域産業振興課長又は商業貿易課長は、前条第1項第3号に基づく申請を受けた場合において、書類の審査等によりその申請に係る補助事業等の状況を確認し、不適当である場合を除き、補助事業変更承認書(様式第9号)を交付するものとする。

(事業着手)

第9条 補助事業の着手は、補助金の交付決定に基づき行うものとする。

(補助金の額の確定)

第10条 補助事業者は、補助事業が完了したとき又は第8条第2項の規定による補助事業の中止若しくは廃止の承認を受けたときは、その日から起算して15日を経過した日又は3月31日のいずれか早い日までに、別表6に掲げる実績報告書等を知事に提出するものとする。

2 知事は、前項に基づく実績報告があった場合は、財務規則第256条の規定により、交付すべき補助金の額を確定し、補助金交付決定変更(取消)書(様式第7号)により当該補助事業者はその旨を通知するものとする。ただし、確定した補助金の額が、第8条で通知した交付決定額と同額であるときは、当該通知は省略することができる。

3 知事は、前項により額を確定した後に補助事業者から補助金の請求があったときは、補助事業者に対し補助金を支払わなければならない。

(関係書類の保管等)

第11条 補助事業者は、補助事業の経理に係る帳簿類を別途作成し、他の経理と明確に区分してその収支を記録しなければならない。また、経費の支払いに係るすべての証拠書類を整理して保管しなければならない。なお、これらの帳簿類及び証拠書類については、補助事業終了後の翌年度から5年間保存するものとし、県の求めがあった場合は、その内容を開示しなければならない。

(財産の管理)

第12条 補助事業者は、補助事業（補助事業の一部を第三者に実施させた場合における対応経費を含む。）により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金の交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

(財産処分の制限)

第13条 財務規則第261条の規定により、知事の承認を受けなければ処分することができない財産は、取得財産等のうち、取得原価が50万円（税抜）以上の財産とする。ただし、補助事業の完了後、減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年3月31日大蔵省令第15号）に定める期間（制限期間が10年を超える対象については、10年を限度とする。）を経過した財産については、同条の規定は適用しないものとする。

2 前項の規定による知事の承認の申請は、取得財産目的外処分承認申請書（様式第11号）によるものとする。

3 知事は、前項の承認をする場合に、当該財産を取得するために支出した経費の中で、当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限として、納付（補助金の返還）を補助事業者に対して命ずることができる。納付額は次のとおりとする。

(1) 補助事業者が財産の処分による収入金があったとき、当該収入金又は当該財産の残余価格のいずれか高い額に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限とする。

(2) 補助事業者が財産処分による収入金がないときは、当該財産の残余価格に対して当該財産に係る補助金の額の占める比率を乗じて得た額を上限とする。

4 前項の規定は、補助事業者の責めに帰すことができない、やむを得ない事由による財産処分の場合は、適用しない。

(補助金の返還等)

第14条 知事は、財務規則の規定によるほか、補助事業者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付の決定の全部又は一部を取り消し、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(1) この要綱の規定に違反したとき。

(2) 補助金を補助対象事業以外の用途に使用したとき。

(3) 交付決定の内容に違反したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受け、又は受けようとしたとき。

(5) 災害、倒産その他知事がやむを得ないと認められる場合を除き、交付決定日以後に事業計画に係る事業を中止又は廃止したとき。

(手続きの一部省略)

第 1 5 条 財務規則第 2 5 3 条の規定による補助事業の遂行の状況の報告は、
財務規則第 2 6 3 条の規定により省略するものとする。

(その他)

第 1 6 条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

別表 1（第 3 条第 3 項関係） B C P 等の定義

1	次の条件を満たすもの。 (i) B C P で対象とする重要な業務とその目標復旧時間が設定されていること。 (ii) 非常時に対応するための体制や役割、対応方法等が定められていること。 (iii) 非常時に不可欠となる物資の備蓄やデータのバックアップ等、最低限の事前対策が計画されていること。 (iv) 社員や非常時に連絡すべき重要な顧客・取引先等の連絡先が整備されていること。 (v) 社内での教育や演習、B C P の継続的な改善方法が定められていること。
2	中小企業強靱化法（平成 11 年法律第 18 号）に基づく認定を受けた事業継続力強化計画。

別表 2（第 4 条第 2 項関係） 補助対象外とする業種

	補助対象外とする業種（日本標準産業分類による）
1	農業、林業（大分類 A に含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び 林業サービス業は除く。）
2	漁業（大分類 B に含まれるもの。）
3	金融・保険業（大分類 J に含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。）
4	医療・福祉（大分類 P）の医療業のうち、病院（小分類 831）、一般診療所（小分類 832）及び歯科診療所（小分類 833）
5	医療・福祉（大分類 P）の社会保険・社会福祉・介護事業（中分類 85）
6	以下のサービス業 ・ 風俗営業、性風俗特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」（昭和 23 年法律第 122 号）により規制の対象となるもの ・ 競輪・競馬等の競走場、競技団（小分類 803 に含まれるもの。） 場外馬券売場等、競輪競馬等予想業（細分類 8096 に含まれるもの。） ・ 興信所（専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。）（細分類 7291 に含まれるもの。） ・ 集金業、取立業（公共料金又はこれに準じるものは除く。） ・ 易断所、観相業、相場案内業（細分類 7999 に含まれるもの。） ・ 宗教（中分類 94 に含まれるもの。） ・ 政治・経済・文化団体（中分類 93 に含まれるもの。）

別表 3（第 5 条関係） 補助対象事業等

補助対象事業	補助事業者が B C P 等に基づき実施する、次の①～⑤に掲げる取組。 ①ハード整備（止水板や自家発電装置の購入 等） ②ソフト整備（クラウドサービスの導入 等（初期導入経費）） ③設備移設（浸水想定区域からのエアコン室外機の移設 等）
--------	---

	④緊急時の従業員の安全確保に係る備蓄 （救助工具、ヘルメット、ブルーシート、毛布） ⑤その他知事が必要と認めるもの									
補助対象経費	補助対象事業の実施に必要なかつ適当と認められるもので、補助対象期間内に事業が完了する次の経費。 <table><tr><td>補助対象事業</td><td>費目</td></tr><tr><td>①②③</td><td>ハード・ソフト整備・移設費</td></tr><tr><td>④</td><td>備蓄費</td></tr><tr><td>⑤</td><td>その他経費</td></tr></table> ただし、備蓄費及びその他経費の総額は、補助対象事業費の総額の４割未満を上限とする。 ※消費税及び地方消費税相当額は補助対象外とする。		補助対象事業	費目	①②③	ハード・ソフト整備・移設費	④	備蓄費	⑤	その他経費
補助対象事業	費目									
①②③	ハード・ソフト整備・移設費									
④	備蓄費									
⑤	その他経費									
補助対象期間	始期	第８条の規定に基づく交付決定通知があった日。								
	終期	事業計画の完了した日又は交付決定通知があった日の属する会計年度の末日のいずれか早い日。								
補助率	１／２以内（千円未満は切り捨てとする。）									
補助限度額	下限１０万円～上限３０万円									
補助金の交付方法	精算払いによる									

別表４（第６条関係） 補助金等交付申請に要する書類

	名称	様式
１	補助金交付申請書	様式第１号
２	経費一覧	様式第２号
３	経費の積算根拠資料	
４	ＢＣＰ等の写し（抜粋）	
５	直近期の決算書（個人事業主の場合は確定申告書類）の写し	
６	事業計画に取り組む事業所等の実施場所の確認資料（所在地の挙証資料、設置予定場所の図面・写真等）	
７	補助金の支払先の確認資料（預金通帳等の写し）	
８	その他知事が必要とする書類	

別表 5（第 7 条関係） 変更承認申請等に要する書類

	名称	様式
第 7 条第 1 項第 2 号アに基づく申請に要する書類		
1	交付条件等変更承認申請書	様式第 3 号
2	別表 4 の書類のうち変更計画に係るもの	別表 4 に準じて作成
第 7 条第 1 項第 2 号イに基づく申請に要する書類		
	補助事業中止（廃止）承認申請書	様式第 4 号
第 7 条第 1 項第 3 号に基づく申請に要する書類		
1	補助事業変更承認申請書	様式第 5 号
2	別表 4 の書類のうち変更計画に係るもの	別表 4 に準じて作成

別表 6（第 10 条関係） 補助事業実績報告に要する書類

	名称	様式
1	補助事業実績報告書	様式第 10 号
2	経費一覧	様式第 2 号
3	補助対象経費の金額及び支払いの事実を確認できる書類	
4	補助金の使途や実施場所の確認資料（写真等）	
5	その他知事が必要とする書類	

補助金交付申請書

年 月 日

(宛先) 秋田県知事

住所

商号又は名称
代表者職氏名

年度において、次のとおり補助金を交付されるよう申請します。

- | | | |
|---|-----------|----------------------|
| 1 | 補助金の名称 | 中小企業BCP実効性確保支援事業費補助金 |
| 2 | 補助金申請額 | 円 |
| 3 | 補助事業の実施期間 | ～ |

(様式第 1 号の続き)

4 申請者の概要

(1) 申請者

商号又は名称	
法人番号	
法人所在地〒	
法人所在地	

※個人事業主の場合は「法人所在地」の欄は「自宅住所」について記入すること。

(2) 資本金（出資金）

--

(3) 常時使用する従業員数（申請日時点）

全体	
うち県内事業所	

(4) 主たる業種

日本標準産業分類による大分類・中分類を選択↓		
大分類		
中分類		
主な事業内容		

(5) 申請担当者連絡先

所属	
職氏名	
T E L	
E-m a i l	
書類郵送先〒	
書類郵送先住所	

5 事業計画詳細

(1) 事業期間

始期	交付決定の日
終期	※注 終期は購入手続き（支払い・振込み含む）がすべて完了している時点を指します。最長でも3月31日まで。

(2) BCP等の作成状況

↓①②いずれか該当するものに○	
	①BCP（次の条件に該当するもの）を作成済み ↓※条件 該当するものすべてに○
	・BCPで対象とする重要な業務とその目標復旧時間が設定されている
	・非常時に対応するための体制や役割、対応方法等が定められている
	・非常時に不可欠となる物資の備蓄やデータのバックアップ等最低限の事前対策が計画されている
	・社員や非常時に連絡すべき重要な顧客・取引先等の連絡先が整備されている
	・社内での教育や演習、BCPの継続的な改善方法が定められている
※注 条件を満たすことがわかる資料を添付すること。	
	②事業継続力強化計画を策定済み（認定済み）
	認定を受けた時期：

(3) 事業目的

BCP又は事業継続力強化計画に記載している次の取組について実効性を確保する。	
BCP等の 該当箇所	
	※注 該当箇所の資料を添付すること。

(4) 取組内容

現状	
補助金の使途	
実施場所	※注 実施場所の根拠となる資料を添付すること。
効果	

6 誓約事項

申請に当たっては、以下の事項について相違ないことを誓約します。

↓該当するものに○

(1) 中小企業者であることについて	
	① 大企業に該当しません。
	② 「発行済み株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業が所有するもの」に該当しません。
	③ 「発行済み株式の総数又は出資価格の総額の3分の2以上を複数の大企業で所有するもの」に該当しません。
	④ 「大企業の役員又は職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めているもの」に該当しません。
(2) 補助対象外となる業種に該当しないことについて	
	次の①～⑤の業種に該当しません。(日本標準産業分類による)
	① 農業・林業(大分類Aに含まれるもの。ただし、農業サービス業、園芸サービス業、素材生産業及び林業サービス業は除く。) ② 漁業(大分類Bに含まれるもの。) ③ 金融・保険業(大分類Jに含まれるもの。ただし、保険媒介代理業及び保険サービス業は除く。) ④ 医療・福祉(大分類P)の医療業のうち、病院(小分類831)、一般診療所(小分類832)及び歯科診療所(小分類833) ⑤ 医療・福祉(大分類P)の社会保険・社会福祉・介護事業(中分類85) ⑥ 以下のサービス業 ・風俗営業、性風俗特殊営業等、「風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律」(昭和23年法律第122号)により規制の対象となるもの ・競輪・競馬等の競走場、競技団(小分類803に含まれるもの。) 場外馬券売場等、競輪競馬等予想業(細分類8096に含まれるもの。) ・興信所(専ら個人の身元、身上、素行、思想調査等を行うものに限る。)(細分類7291に含まれるもの。) ・集金業、取立業(公共料金又はこれに準じるものは除く。) ・易断所、観相業、相場案内業(細分類7999に含まれるもの。) ・宗教(中分類94に含まれるもの。) ・政治・経済・文化団体(中分類93に含まれるもの。)
(3) 反社会的勢力の排除について	
	秋田県暴力団排除条例第2条第1号及び第2号に規定する暴力団又は暴力団員と密接な関係である者に該当しません。また、反社会的勢力と関係を有していません。
(4) 国税及び地方税について(①～②いずれかに該当すれば○)	
	① 応募日現在における国税及び地方税の滞納はありません。
	② 応募日現在において別記のとおり滞納がありますが、今後、課税庁の了承した納入計画に基づいて納付します。 ※②に該当する場合は別記として内容がわかる資料を添付してください。
(5) 県及び公的金融機関等からの融資について(①～③いずれかに該当すれば○)	
	① 申請日現在において県及び公的金融機関からの融資は受けていません。
	② 申請日現在における県及び公的金融機関からの融資を受けていますが、債務の不履行はありません。
	③ 申請日現在において別記のとおり債務の不履行がありますが、今後、債権者の了承した返済計画に基づいて返済します。 ※③に該当する場合は別記として内容がわかる資料を添付してください。
(6) その他	
	本事業で補助対象とする経費が、国や県その他公的支援機関等が行う他の補助事業と重複していません。

経費一覧（支出の部）

(収入の部) (単位：円)

区分	本年度 予算（決算）額	摘要
自己資金		
補助金		
その他		
計		

ハード・ソフト整備・移設費

[illegible][illegible][illegible]

交付条件等変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 秋田県知事

住所

商号又は名称
代表者職氏名

年 月 日付け指令 ー で交付決定を受けた補助事業
の交付条件等について、次のとおり変更したいので、承認されるよう申請します。

1 補助金の名称 中小企業BCP実効性確保支援事業

2 補助金交付決定額 円

3 補助金変更申請額 円

4 変更の内容及び理由

5 収支予算

(1) 収入の部 (単位：円)

区分	変更後 予算額	変更前 予算額	差引増減		摘要
			増	減	
自己資金					
補助金					
その他					

(2) 支出の部 (単位：円)

区分	変更後 予算額	変更前 予算額	差引増減		摘要
			増	減	
ハード・ソフト整備・移設費					
備蓄費					
その他経費					

注 変更計画に係る資料を添付すること。

補助事業中止（廃止）承認申請書

年 月 日

（宛先）秋田県知事

住所

商号又は名称
代表者職氏名

年 月 日付け指令 ー で交付決定を受けた補助事業
を中止（廃止）したいので、承認されるよう申請します。

1 補助金の名称 中小企業BCP実効性確保支援事業

2 補助金交付決定額 円

3 中止（廃止）する部分及び理由

--

補助事業変更承認申請書

年 月 日

(宛先) 地域産業振興課長
(商業貿易課長)

住所

商号又は名称
代表者職氏名

年 月 日付け指令 ー で交付決定を受けた補助事業について、次のとおり変更したいので承認されるよう申請します。

1 補助金の名称 中小企業BCP実効性確保支援事業

2 変更の理由及び内容

--

注 変更計画に係る資料を添付すること。

(様式第 6 号)

補助金交付決定通知書

指令地産（商貿）－

年 月 日

補助事業者 様

秋田県知事

年 月 日付けで申請のあった補助金の交付については、次のとおり交付することに決定しましたので、秋田県財務規則第 2 5 0 条の規定により通知します。

1 交付決定額 円

内訳

(単位：円)

補助対象事業	総事業費	補助金 決定額	自己負担
中小企業 B C P 実効性確保 支援事業			

2 補助事業の目的

県内中小企業が実施する事業継続計画等に基づく取組を支援することにより、災害時における中小企業の事業活動の継続と県内経済への影響の低減を図ることを目的とする。

3 交付条件

中小企業 B C P 実効性確保支援事業実施要綱を遵守すること。

(様式第 7 号)

補助金交付決定変更（取消）書

指令地産（商貿）－

年 月 日

補助事業者 様

秋田県知事

年 月 日 付 け 指 令 ー を も っ て 通 知 し た 補 助 金 の
交付決定を次のとおり変更（取消し）することに決定したので、秋田県財務規則
（第 2 5 2 条、第 2 5 6 条）の規定により通知します。

- 1 変更（取消し）する補助金の名称
中小企業 B C P 実効性確保支援事業費補助金
- 2 変更（取消し）の内容
- 3 変更（取消し）による新たな条件

補助金決定額

（単位：円）

項目		総事業費	補助金 決定額
変 更 前	中小企業 B C P 実効性確保支援事業		
変 更 後	中小企業 B C P 実効性確保支援事業		

注 額の確定による変更にあっては、根拠条項を第 2 5 6 条とする。

(様式第8号)

補助事業中止（廃止）承認書

指令地産（商貿）－

年 月 日

補助事業者 様

秋田県知事

年 月 日付け指令 ー をもって通知した補助金について、
次のとおり補助事業の中止（廃止）を承認することに決定したので、中小企業BCP
実効性確保支援事業実施要綱第8条第3項の規定により通知します。

- 1 中止（廃止）する補助金の名称
中小企業BCP実効性確保支援事業費補助金
- 2 中止（廃止）する部分
- 3 中止による新たな条件

(様式第9号)

補助事業変更承認書

地産（商貿）－

年 月 日

補助事業者 様

地域産業振興課長（商業貿易課長）

年 月 日付け指令 ー をもって通知した補助金について、
次のとおり変更することに決定しましたので、中小企業BCP実効性確保支援事業実
施要綱第8条第4項の規定により通知します。

- 1 変更する補助金の名称
中小企業BCP実効性確保支援事業費補助金
- 2 変更の内容
- 3 変更による新たな条件

補助事業実績報告書

年 月 日

(宛先) 秋田県知事

住所

商号または名称
氏名

補助事業が終了したので、その実績を次のとおり報告します。

- | | | |
|---|-------------|----------------------|
| 1 | 補助金の名称 | 中小企業BCP実効性確保支援事業費補助金 |
| 2 | 補助金交付決定額 | 円 |
| 3 | 補助金実績額 | 円 |
| 4 | 差引増減額 | 円 |
| 5 | 交付決定年月日 | 年 月 日 |
| 6 | 交付決定通知書指令番号 | 指令 ー |
| 7 | 補助事業終了年月日 | 年 月 日 |

(様式第10号の続き)

8 事業実績詳細

(1) 事業期間

始期	
	※注 交付決定の日。
終期	
	※注 終期は購入手続き(支払い・振込み含む)がすべて完了している時点を指します。最長でも3月31日まで。

(2) 事業目的

BCP又は事業継続力強化計画に記載している次の取組について実効性を確保する。	
BCP等の 該当箇所	

(3) 取組内容

補助金の使途	
実施場所	※注 実施状況の写真等を添付すること。
取組の成果	

9 実績報告担当者連絡先

所属	
職氏名	
TEL	
E-mail	
書類郵送先〒	
書類郵送先住所	

10 収支

(1) 収入の部

(単位:円)

区分	本年度 決算額	本年度 予算額	差引増減		摘要
			増	減	
自己資金					
補助金					
その他					

(2) 支出の部

(単位:円)

区分	本年度 決算額	本年度 予算額	差引増減		摘要
			増	減	
ハード・ソフト整備・移設費					
備蓄費					
その他経費					

取得財産目的外処分承認申請書

年 月 日

(宛先) 秋田県知事

住所

商号又は名称
代表者職氏名

補助事業により取得（効用の増加）した財産を、次のとおり、目的外に処分することについて、承認されるよう申請します。

1 補助金の名称 中小企業BCP実効性確保支援事業

2 補助事業実施年度 年度

3 財産の制限期間 年 月 日～ 年 月 日

4 目的外処分の内容及び理由

(1) 処分対象財産

--

(2) 処分理由

--

注 4の目的外処分の内容及び理由については、補助金等交付の目的に反して使用・譲渡・交換・貸付の場合に分けて記載すること。